

盛岡 広域振興局長

提出者 第一貨物株式会社

住所 〒990-0033 山形県山形市諏訪町二丁目1番20号

氏名 代表取締役社長 米田 総一郎

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡支店	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目4番2号	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	kl	*施設番号	
自動車の使用台数	218 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡支店	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目4番2号	kl
北上支店	〒024-0014 北上市流通センター10番13号	kl
一関営業所	〒021-0822 一関市東台14-45 一関東工業団地内	kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）添付してください。



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
釜石営業所	〒026-0055 釜石市甲子町第9地割123番2	kℓ
	〒	kℓ

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (2024年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	3 ()	4,347 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	9,955 kg-CO ₂
軽油	215 (5)	2,059,954 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	5,395,981 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	218 (5)			5,405,936 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

2024年を基準として、リッター当たり走行距離を年間0.5%、3年間で1.5%向上させる。

【具体的な取組】

○エコドライブ

- ・デジタコによる管理、エコタイヤの導入
- ・ドライバーへの指導 (年4回のエコドライブ運動: 6月・9月・12月・3月)
- ・アイドリングストップの実施 (エンジンキーホルダーの装着徹底、車両点検時、洗車時、休憩時、積降作業時)

○輸送の合理化

- ・輸送量に応じた、適正な自動車の使用
- ・車両の大型化による効率化

○電動車

ハイブリッド車を含め、低公害車 (最新規制適合車) 導入を拡大

○自動車利用抑制

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項